

岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱

（通則）

第1条 市町村等が実施する介護施設等の整備に関する事業に対し、岡山県地域医療介護総合確保基金により予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。

（対象事業）

第2条 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）（以下「補助金」という。）は、別に定める岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）により市町村が実施する実施要綱第2条の事業、又は市町村が実施要綱第2条の事業を実施する民間事業者に対し補助する事業を対象とする。

（補助額）

第3条 前条の事業を実施するために必要な補助金の額（以下「補助額」という。）は、実施要綱第6条に定める額とする。

（補助金の対象としない経費）

第4条 次に掲げる経費については補助金の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する経費
- （2）車庫又は倉庫の建設に要する経費
- （3）その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

（交付の申請手続き）

第5条 補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則による補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）規則により交付の決定を受けた事業（以下「決定事業」という。）の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

なお、対象経費の実支出（予定）額の20%以内の変更であって、かつ補助金の増額を伴わないもの（以下「軽微な変更」という。）については、この限りではない。

- （2）決定事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）決定事業が予定期間内に完了しない場合又は市町村若しくは民間事業者にお

いて決定事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 市町村が実施する決定事業には、次の条件が付されるものとする。

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具その他財産については、規則第20条の規定により知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙2の様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、市町村が事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

キ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(5) 市町村が民間事業者に対し補助する事業（以下「補助事業」という。）に対し、この補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、当該事業者（以下「補助事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア (4) のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。

この場合において「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「補助金」とあるのは「市町村が交付する補助金」と読み替えるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、市町村長の承認を受けずに市町村が交付する補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により市町村が交付する補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 2 の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

ただし、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合は報告を要しない。

（ア）当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合であって、市町村が定めるところにより、当該額を減額して補助金所要額を算出し、当該補助金の交付を申請している場合。

（イ）補助事業完了時点で、当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額が明らかであり、かつ、市町村が定めるところにより、当該額を減額して補助金所要額を算出し、実績報告している場合。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6) (5) により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業者が(5)による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付決定前着手の届出)

第7条 補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（別紙4）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、別紙5の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第6条(2)により決定事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1月を経過した日）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月30日までに、別紙6の様式

による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第11条 特別の事情により第3条、第5条及び第9条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第12条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副各1部とし、所轄県民局長を経由しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別紙1- (1) ①地域密着型サービス等整備助成事業、④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額(補助単価×整備床数等)			対象経費の 実支出額 B	総事業費による算出額(総事業費-収入額)			補助金 所要額 D	備考
					補助単価	整備床数、施設数	合計額 A		総事業費	寄付金その他の 収入額	算出額 C		
1													
2													
3													
4													
5													
合計													

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Dには、各施設ごとに、A欄、B欄、C欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙1-(1) ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額(補助単価×整備床数等)			対象経費の実支出額による算出額(対象経費-収入額)			補助金所要額 C	備考
					補助単価	定員数、施設数、 宿泊定員数	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	算出額 B		
1												
2												
3												
4												
5												
合計												

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政法上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」→「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」→「地震」
- ・「離島振興法」→「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

また、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援については、大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限として記入すること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙1－(1) ③定期借地権設定のための一時金の支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(路線価の1/2×補助率)			対象経費の実支出額による算出額((対象経費－収入額)×補助率)				補助金所要額 C	備考
					路線価の1/2	補助率 (1/2)	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	補助率 (1/2)	算出額 B		
1						1/2				1/2			
2						1/2				1/2			
3						1/2				1/2			
4						1/2				1/2			
5						1/2				1/2			
合計													

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政法上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙1ー(1) ⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(補助単価×施設数(定員数)×補助率)				対象経費の実支出額による算出額((対象経費－収入額)×補助率)				補助金所要額C	備考
					補助単価	施設数、定員数	補助率(1/3)	算出額A	対象経費の実支出額	寄付金その他の収入額	補助率(1/3)	算出額B		
1							1/3				1/3			
2							1/3				1/3			
3							1/3				1/3			
4							1/3				1/3			
5							1/3				1/3			
合 計														

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政法上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙1-(1) ⑦介護職員の宿舎施設整備事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡まで×補助率)						対象経費の実支出額による算出額((対象経費-収入額)×補助率)				補助金所要額 C	備考	
					延べ床面積(㎡)	介護職員数(人)	面積上限(㎡)	総事業費	補助対象経費	補助率(1/3)	算出額A	対象経費の実支出額	寄付金その他の収入額	補助率(1/3)			算出額B
1										1/3				1/3			
2										1/3				1/3			
3										1/3				1/3			
4										1/3				1/3			
5										1/3				1/3			
合計																	

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

事業計画書

①地域密着型サービス等整備助成事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 市町村名
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の区域、日常生活圏域
- (5) 特別法等の適用
- (6) 施設等の名称
- (7) 施設等種別
- (8) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (9) 整備場所

(10) 補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費 (寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)		(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 創設 増築 改築 増改築 ※いずれかに○
- (2) 敷地面積 _____m²
- (3) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
- (4) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (5) 建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(移転改築の場合)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 (○○年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事があるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	円
工事事務費	円
補助対象外工事費	円
合計	円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____	円
〇〇負担(補助)金	_____	円
自主財源	_____	円
(内訳)一般財源	_____	円
地方債	_____	円
寄付金その他	_____	円
合計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日(予定)

(2) 着工年月日(予定)

(3) 竣工年月日(予定)

(4) 事業開始年月日(予定)

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

事業計画書

②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業の概要

- (1) 市町村名
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の区域、日常生活圏域
- (4) 特別法等の適用
- (5) 施設等の名称
- (6) 施設等種別
- (7) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (8) 整備場所
- (9) 補助金所要額 円

※右欄のいずれか最も低い額（ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援については、大規模修繕に要する経費の額の3倍が補助上限。）

補助単価による 算出額	対象経費の実支出額 (寄付金等収入)
円	円
(単価 円)	(円)

- (10) 着手予定日 月 日 ※入札・発注前
完了予定日 月 日

2 施設開設準備に係る事業計画

※項目毎に有無に○を付し、ある場合は実施内容を記入すること

- (1) 施設開設前の看護・介護職員等の雇い上げ (有・無)
※採用辞令、雇用契約書、給与明細一覧、出勤簿等雇用状況等を証する書類を添付
- (2) 開設のための普及啓発、開設に当たっての周知・広報等 (有・無)
※地域住民や利用希望者への周知活動費、PR資材作成費、HP開設費等
- (3) 職員の募集 (有・無) ※広告掲載、説明会開催等
- (4) 開設準備に係る事務委託 (有・無) ※コンサルタントへの委託等
- (5) 初度設備 (有・無) ※開設前に準備の必要がある備品、設備等に限る。

3 対象経費の実支出額の内訳、財源内訳

対象経費の実支出額の内訳	財源内訳
※上記2(1)～(5)毎の実支出額	県負担(補助)金 _____ 円
(1) _____ 円	〇〇負担(補助)金 _____ 円
(2) _____ 円	自主財源 _____ 円
(3) _____ 円	(内訳) 一般財源 _____ 円
(4) _____ 円	地方債 _____ 円
(5) _____ 円	寄付金その他 _____ 円
	合計 _____ 円

事業計画書

- ④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
 ⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
 (2) 市町村名
 (3) 計画の名称
 (4) 計画の区域、日常生活圏域
 (5) 特別法等の適用
 (6) 施設等の名称
 (7) 施設等種別
 (8) 事業者住所、事業者名、代表者名
 (9) 整備場所

(10) 補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費 (寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)		(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 改修
 (2) 敷地面積 _____m²
 (3) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
 (4) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 (5) 建物の構造 (_____造)

3 整備費内訳

主体工事費	_____円
工事事務費	_____円
補助対象外工事費	_____円
合計	_____円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____円
〇〇負担(補助)金	_____円
自主財源	_____円
(内訳) 一般財源	_____円
地方債	_____円
寄付金その他	_____円
合計	_____円

5 施工期間

(1) 契約年月日 (予定)

(2) 着工年月日 (予定)

(3) 竣工年月日 (予定)

(4) 事業開始年月日 (予定)

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

事業計画書

⑦介護職員の宿舎施設整備事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 市町村名
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の区域、日常生活圏域
- (5) 特別法等の適用
- (6) 宿舎の名称
- (7) 宿舎の整備場所
- (8) 対象施設等の名称
- (9) 対象施設等種別
- (10) 対象施設等の職員数
- (11) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (12) 補助金所要額 円

※下欄のいずれか最も低い額

補助基準による算出額	対象経費の実支出額による算出額 (寄付金等収入)
円	円
(総事業費 円)	(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 創設 増築 改築 増改築 改修 ※いずれかに○
- (2) 定員規模 入居定員_____人
- (3) 敷地面積 _____m²
- (4) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
- (5) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (6) 建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(改築の場合)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 (〇〇年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	_____	円
工事事務費	_____	円
補助対象外工事費	_____	円
合 計	_____	円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____	円
〇〇負担(補助)金	_____	円
自主財源	_____	円
(内訳)一般財源	_____	円
地方債	_____	円
寄付金その他	_____	円
合 計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日(予定)

(2) 着工年月日(予定)

(3) 竣工年月日(予定)

(4) 事業開始年月日(予定)

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

岡山県知事 殿

市 町 村 長

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金
(介護施設等整備分) の交付申請について

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)
について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定に
より、次の関係書類を添えて交付を申請する。

記

○補助金申請額算出内訳 別紙1-(1)

○事業計画書 別紙1-(2)

【添付書類(該当するものを四角囲み)】

①共通

・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

②地域密着型サービス等整備助成事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

・工事費、工事事務費に係る対象経費の実支出額算出資料

・工事費、工事事務費に係る(概算)見積書

・設置場所に係る地図

・建物平面図(建物内の居室等面積を明記したもの)

・建物内の居室等面積を明らかにした表(建物延床面積と一致させること)

・工事する土地・建物が賃貸借の場合は、契約書や所有者の許諾書類の写し

③介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

・購入する設備・備品に係る一覧表

・購入する設備・備品に係る(概算)見積書、カタログの写し等

・按分の算出に関する資料(購入する設備・備品に按分がある場合)

・職員訓練期間中の雇上げ経費に係る雇用状況や報酬・賃金額等を証する書類

・職員募集経費や開設のための普及啓発経費等に係る(概算)見積書

・その他対象経費の支出額を証する書類

④定期借地権設定のための一時金の支援事業

・位置図、平面図、公図(建物の配置を加筆すること)

・借地契約書(写し)

・国税庁が定める路線価が分かるもの、その他対象経費の支出額を証する書類

⑤介護職員の宿舎施設整備事業

・工事費、工事事務費に係る対象経費の実支出額算出資料

・工事費、工事事務費に係る(概算)見積書

・設置場所に係る地図

・建物平面図(建物内の居室等面積を明記したもの)

・建物内の居室等面積を明らかにした表(建物延床面積と一致させること)

・工事する土地・建物が賃貸借の場合は、契約書や所有者の許諾書類の写し

・整備施設の利用対象となる介護職員の雇用人数が分かる書類の写し

※民有地マッチング事業については、別紙1-(1)、(2)に替えて事業の概要が確認できる任意の書類を添付することとする。

番 号
(元号) 年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 施設の種類及び名称

2 岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第14条の規定による確定又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別 紙 3

岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)調書

年度 岡山県所管

(市町村名)

県			市 町 村										備 考
科目	事業名	交付決定 の 額 円	歳 入			歳 出							
			科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち補助金 相当額 円	支出済額 円	うち補助金 相当額 円	翌年度繰越額 円	うち補助金 相当額 円	
(款)			(款)			(款)							
(項)			(項)			(項)							
(目)			(目)			(目)							

(作成要領)

- 1 「県」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に補助金額を内書()をもって附記すること。

番 号
(元号) 年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

補助金交付決定前着手届

(元号) 年 月 日付け、第 号で申請した(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)に係る補助事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 交付決定前の着手を必要とする理由

3 着手予定年月日 (元号) 年 月 日

4 着手条件

- (1) 補助金交付を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

※ 市町村が民間事業者に対し補助する事業においては、当該事業実施主体が市町村に提出した同様の届出の写しを添付すること。

別紙5- (1) ①地域密着型サービス等整備助成事業、④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額(補助単価×整備床数等)			対象経費の 実支出額 B	総事業費による算出額(総事業費-収入額)			補助金 所要額 D	備考
					補助単価	整備床数、施設数	合計額 A		総事業費	寄付金その他の 収入額	算出額 C		
1													
2													
3													
4													
5													
合 計													

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Dには、各施設ごとに、A欄、B欄、C欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙5－(1) ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額(補助単価×整備床数等)			対象経費の実支出額による算出額(対象経費－収入額)			補助金 所要額 C	備考
					補助単価	定員数、施設数、 宿泊定員数	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	算出額 B		
1												
2												
3												
4												
5												
合 計												

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙5- (1) ③定期借地権設定のための一時金の支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(路線価の1/2×補助率)			対象経費の実支出額による算出額((対象経費-収入額)×補助率)				補助金 所要額 C	備考
					路線価の1/2	補助率 (1/2)	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	補助率 (1/2)	算出額 B		
1						1/2				1/2			
2						1/2				1/2			
3						1/2				1/2			
4						1/2				1/2			
5						1/2				1/2			
合計													

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政法上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙5-1) ⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(補助単価×施設数(定員数)×補助率)				対象経費の実支出額による算出額((対象経費-収入額)×補助率)				補助金所要額 C	備考
					補助単価	施設数、定員数	補助率 (1/3)	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	補助率 (1/3)	算出額 B		
1							1/3				1/3			
2							1/3				1/3			
3							1/3				1/3			
4							1/3				1/3			
5							1/3				1/3			
合 計														

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政法上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」→「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」→「地震」
- ・「離島振興法」→「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

別紙1-(1) ⑦介護職員の宿舎施設整備事業

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助基準による算出額(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡まで×補助率)						対象経費の実支出額による算出額((対象経費-収入額)×補助率)				補助金 所要額 C	備考	
					延べ床 面積(㎡)	介護 職員数(人)	面積上限 (㎡)	総事業費	補助対象経費	補助率 (1/3)	算出額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	補助率 (1/3)			算出額 B
1										1/3				1/3			
2										1/3				1/3			
3										1/3				1/3			
4										1/3				1/3			
5										1/3				1/3			
合 計																	

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「離島振興法」 → 「離島」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(注4) 補助金所要額欄Dにおいて補助金に係る消費税等相当額を減額している場合は、備考欄に「消費税等相当額減額」と記載し、減額した金額を記載すること。

実 績 報 告 書

①地域密着型サービス等整備助成事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 市町村名
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の区域、日常生活圏域
- (5) 特別法等の適用
- (6) 施設等の名称
- (7) 施設等種別
- (8) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (9) 整備場所

(10) 補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費 (寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)		(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 創設 増築 改築 増改築 ※いずれかに○
- (2) 敷地面積 _____m²
- (3) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
- (4) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (5) 建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(移転改築の場合)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 (○○年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事があるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	円
工事事務費	円
補助対象外工事費	円
合計	円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____	円
〇〇負担(補助)金	_____	円
自主財源	_____	円
(内訳)一般財源	_____	円
地方債	_____	円
寄付金その他	_____	円
合計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 竣工年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

実 績 報 告 書

②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業の概要

- (1) 市町村名
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の区域、日常生活圏域
- (4) 特別法等の適用
- (5) 施設等の名称
- (6) 施設等種別
- (7) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (8) 整備場所
- (9) 補助金所要額 円

※右欄のいずれか最も低い額

- (10) 着手日 月 日 ※入札・発注前
- 完了日 月 日

補助単価による 算出額	対象経費の実支出額 (寄付金等収入)
円	円
(単価 円)	(円)

2 施設開設準備に係る事業計画

※項目毎に有無に○を付し、ある場合は実施内容を記入すること

- (1) 施設開設前の看護・介護職員等の雇い上げ (有 ・ 無)

※採用辞令、雇用契約書、給与明細一覧、出勤簿等雇用状況等を証する書類を添付

- (2) 開設のための普及啓発、開設に当たっての周知・広報等 (有 ・ 無)

※地域住民や利用希望者への周知活動費、PR資材作成費、HP開設費等

- (3) 職員の募集 (有 ・ 無) ※広告掲載、説明会開催等

- (4) 開設準備に係る事務委託 (有 ・ 無) ※コンサルタントへの委託等

- (5) 初度設備 (有 ・ 無) ※開設前に準備の必要がある備品、設備等に限る。

3 対象経費の実支出額の内訳、財源内訳

対象経費の実支出額の内訳	財源内訳
※上記2(1)～(5)毎の実支出額	県負担(補助)金 _____ 円
(1) _____ 円	〇〇負担(補助)金 _____ 円
(2) _____ 円	自主財源 _____ 円
(3) _____ 円	(内訳) 一般財源 _____ 円
(4) _____ 円	地方債 _____ 円
(5) _____ 円	寄付金その他 _____ 円
	合 計 _____ 円

実 績 報 告 書

- ④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
 ⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
 (2) 市町村名
 (3) 計画の名称
 (4) 計画の区域、日常生活圏域
 (5) 特別法等の適用
 (6) 施設等の名称
 (7) 施設等種別
 (8) 事業者住所、事業者名、代表者名
 (9) 整備場所

(10) 補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費 (寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)		(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 改修
 (2) 敷地面積 _____m²
 (3) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
 (4) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 (5) 建物の構造 (_____造)

3 整備費内訳

主体工事費	_____円
工事事務費	_____円
補助対象外工事費	_____円
合 計	_____円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____円
〇〇負担(補助)金	_____円
自主財源	_____円
(内訳) 一般財源	_____円
地方債	_____円
寄付金その他	_____円
合 計	_____円

5 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 竣工年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

実 績 報 告 書

⑦介護職員の宿舎施設整備事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 市町村名
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の区域、日常生活圏域
- (5) 特別法等の適用
- (6) 宿舎の名称
- (7) 宿舎の整備場所
- (8) 対象施設等の名称
- (9) 対象施設等種別
- (10) 対象施設等の職員数
- (11) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (12) 補助金所要額 円

※下欄のいずれか最も低い額

補助基準による算出額	対象経費の実支出額による算出額 (寄付金等収入)
円	円
(総事業費 円)	(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 創設 増築 改築 増改築 改修 ※いずれかに○
- (2) 定員規模 入居定員_____人
- (3) 敷地面積 _____m²
- (4) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに○
- (5) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (6) 建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(改築の場合)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 (○○年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	_____	円
工事事務費	_____	円
補助対象外工事費	_____	円
合 計	_____	円

4 財源内訳

県負担(補助)金	_____	円
〇〇負担(補助)金	_____	円
自主財源	_____	円
(内訳)一般財源	_____	円
地方債	_____	円
寄付金その他	_____	円
合 計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 竣工年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

岡山県知事 殿

市 町 村 長

(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金
(介護施設等整備分) の事業実績報告について

(元号) 年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)の事業実績について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告する。

記

○補助金精算額算出内訳 別紙5-(1)

○実績報告書 別紙5-(2)

【添付書類(該当するものを四角囲み)】

①共通

・市町村の歳入歳出決算書(見込書)抄本

②地域密着型サービス等整備助成事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護職員の宿舍施設整備事業

・工事費、工事事務費に係る対象経費の実支出額算出資料

・工事費、工事事務費に係る請負契約書等の写し

・工事費、工事事務費に係る内訳書

・設置場所に係る地図

・建物平面図(建物内の居室等面積を明記したもの)及び立面図

・建物内の居室等面積を明らかにした表(建物延床面積と一致させること)

・建物内外主要部分の写真

・建築基準法の規定による検査済証の写し

・消防設備等の設置に係る検査済証の写し

③介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

・購入する設備・備品に係る一覧表

・購入する設備・備品に係る納品書、写真等

・按分の算出に関する資料(購入する設備・備品に按分がある場合)

・職員訓練期間中の雇上げ経費に係る雇用状況や報酬・賃金額等を証する書類

・職員募集経費や開設のための普及啓発経費等に係る納品書等

・その他対象経費の支出額を証する書類

④定期借地権設定のための一時金の支援事業

・借地の登記簿謄本、その他対象経費の支出額を証する書類

※民有地マッチング事業については、別紙5-(1)、(2)に替えて事業の概要が確認できる任意の書類を添付することとする。

